

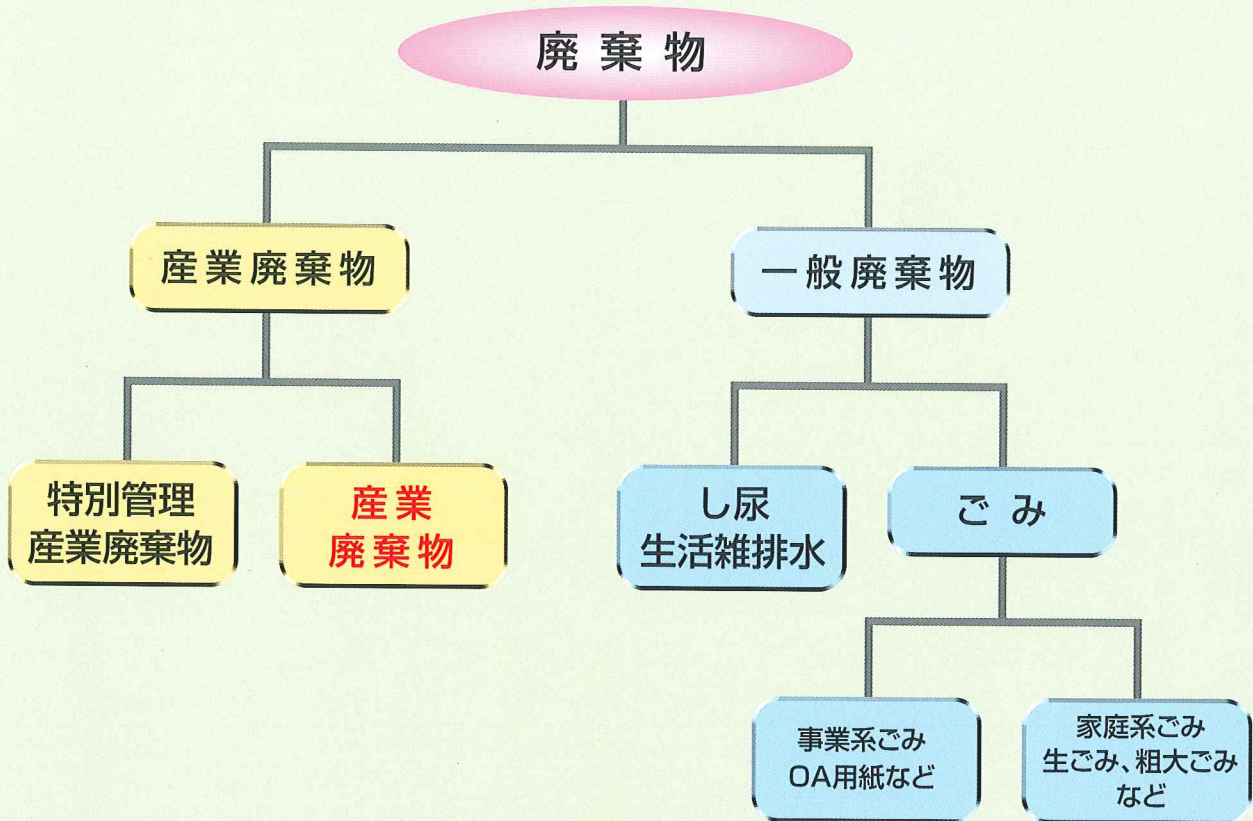
農業用廃プラスチックの適正処理のために

環境に 優しい 農業を

地球環境を守り資源の有効活用リサイクル

環境にやさしい農業を応援します

農家の皆さんが排出する農ビやポリマルチ等は
「産業廃棄物」です。



産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という）で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、畜産業に係わる家畜糞尿など20種類の廃棄物のことです。

※ 野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。

自分の家で焼いたり、自家所有地に埋立てることは、「廃掃法」により禁止されています。

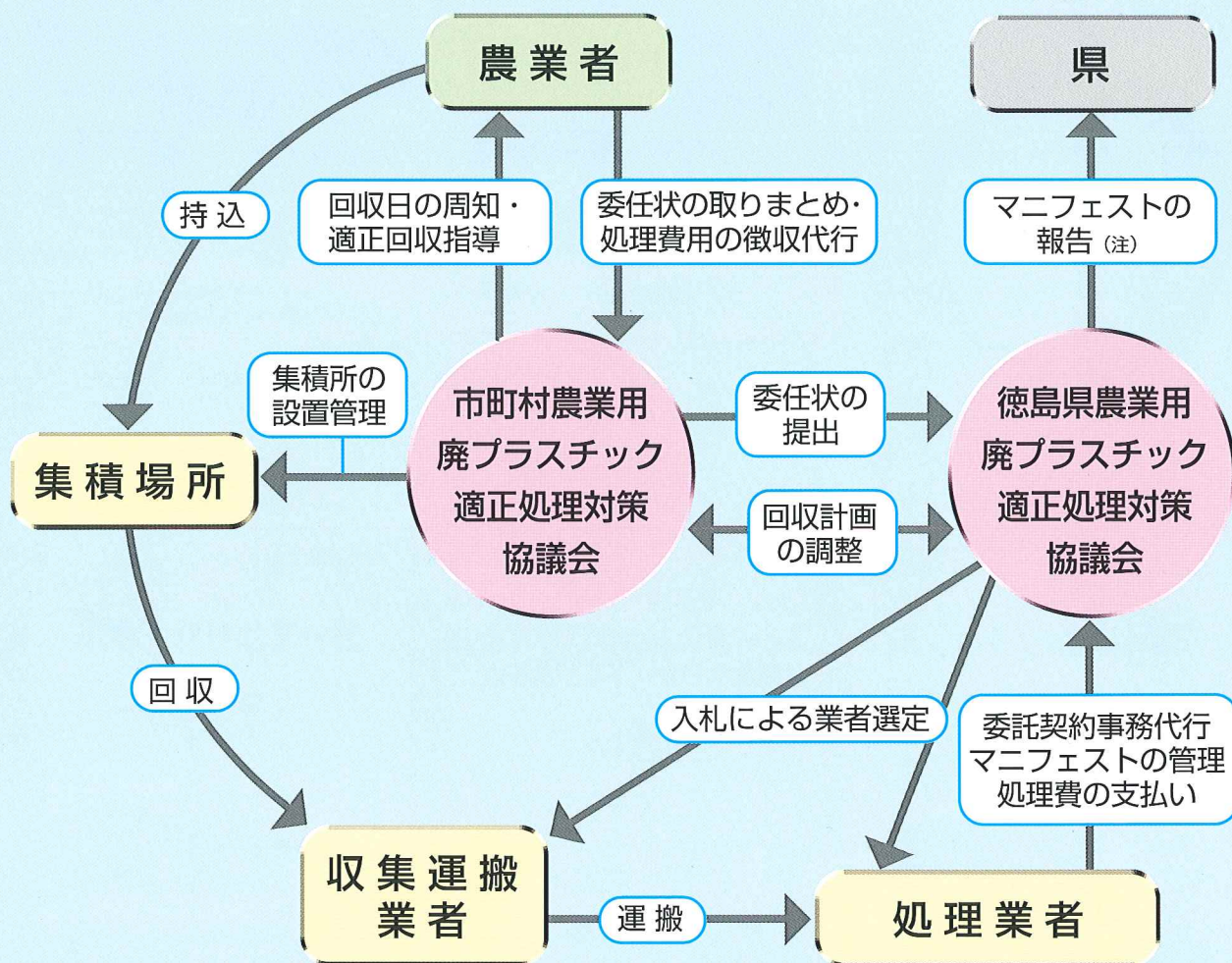
また、排出事業者（農家）の自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。

※ 処分業者が責任を果たせない場合、排出事業者（農業者）の責任を問われます。

徳島県農業用廃プラスチック 適正処理対策協議会

農業者に代わって農業用廃プラスチック処理に関する以下の事務手続きを代行しています。

- 収集運搬業者・処理業者との委託契約手続き
- 回収処理費用の徴収・支払い
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行及び県への報告



(注) 農家または市町村協議会が独自に処理委託した場合は、それぞれがマニフェストの交付状況を県に報告する義務があります。

使用済プラスチックのリサイクルシステム

分別はリサイクルの第一歩！

施設園芸農家

回収

適正処理

リサイクル

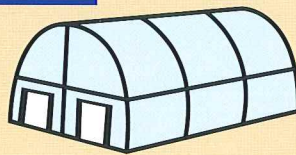
しっかり分別

農ビ 農業用塩化ビニール



簡単には引き裂けず切り口が白くなりません。

主な製品



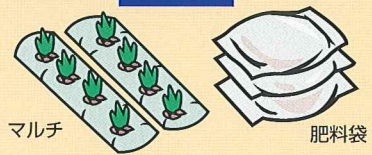
ハウス用被覆ビニールなど

農ポリ 農業用ポリエチレンフィルム
酢酸ビニール・PO系フィルム



切り口がギザギザになり白くなります。

主な製品



トンネル用被覆フィルム
農薬ポリ容器など

焼却

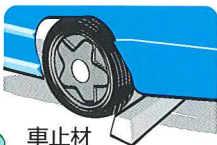
埋め立て

マテリアルリサイクル

再生品



電気コード用被覆資材



車止材



サンダル

農業用シート、
床材、靴底等

フィードストックリサイクル (新たなリサイクルシステム)

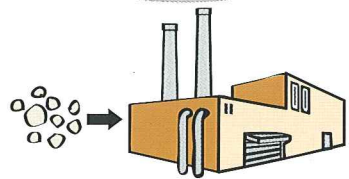
高炉原料材

セメント原料化

ガス化、油化

サーマルリサイクル

燃料化



正しい分別が
リサイクルの
基本です

徳島県では、農業用廃プラスチックの組織的な回収とリサイクル処理をすすめています。リサイクル処理のためには各農家による正しい分別が必要です。

農業用廃プラスチックのリサイクル処理のために

正しい分別がリサイクルの基本です。

県協議会が回収処理を委託して回収する廃プラスチック類

塩化ビニルフィルム

① **(農ビ)** のマーク 糸入りビニル

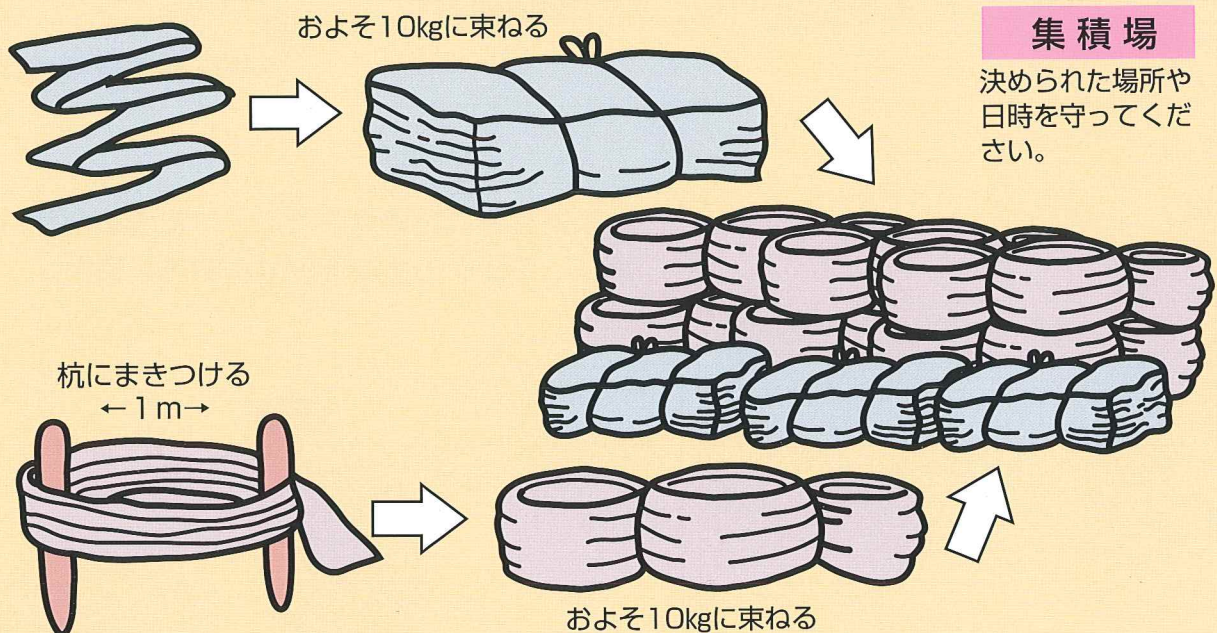
ポリエチレンフィルム等

② マルチ 酢酸ビニルフィルム PO系フィルム

③ 肥料空袋 寒冷紗 マイカー線 ポリポット(軟質) 薄型トレー
 灌水チューブ 育苗箱(薄型) シート類 プラコンテナ
 発泡スチロール ポリバケツ(消毒タンク等) Tポール 菌床袋
 ホース類 農薬空容器(ポリボトル) **必ず水で中を3回洗浄**

※①～③の3区分別に分別し、金具類は除くこと

※荷造りは、取り扱いしやすいように**10kg程度**の大きさにし、**必ず2カ所を固く**しばり、バラけないようにしてください。

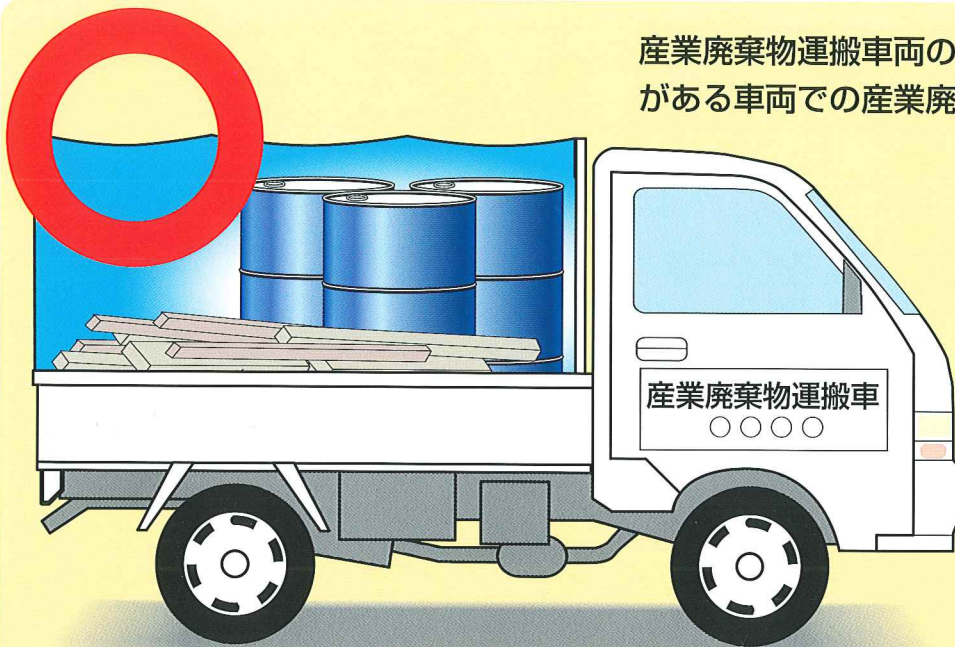


県協議会では回収しない廃プラスチック類等

塩ビパイプ かご花鉢(硬質) 畦波 段ボール
 液肥容器 農薬空容器(缶、ビン等) 廃農薬 廃肥料

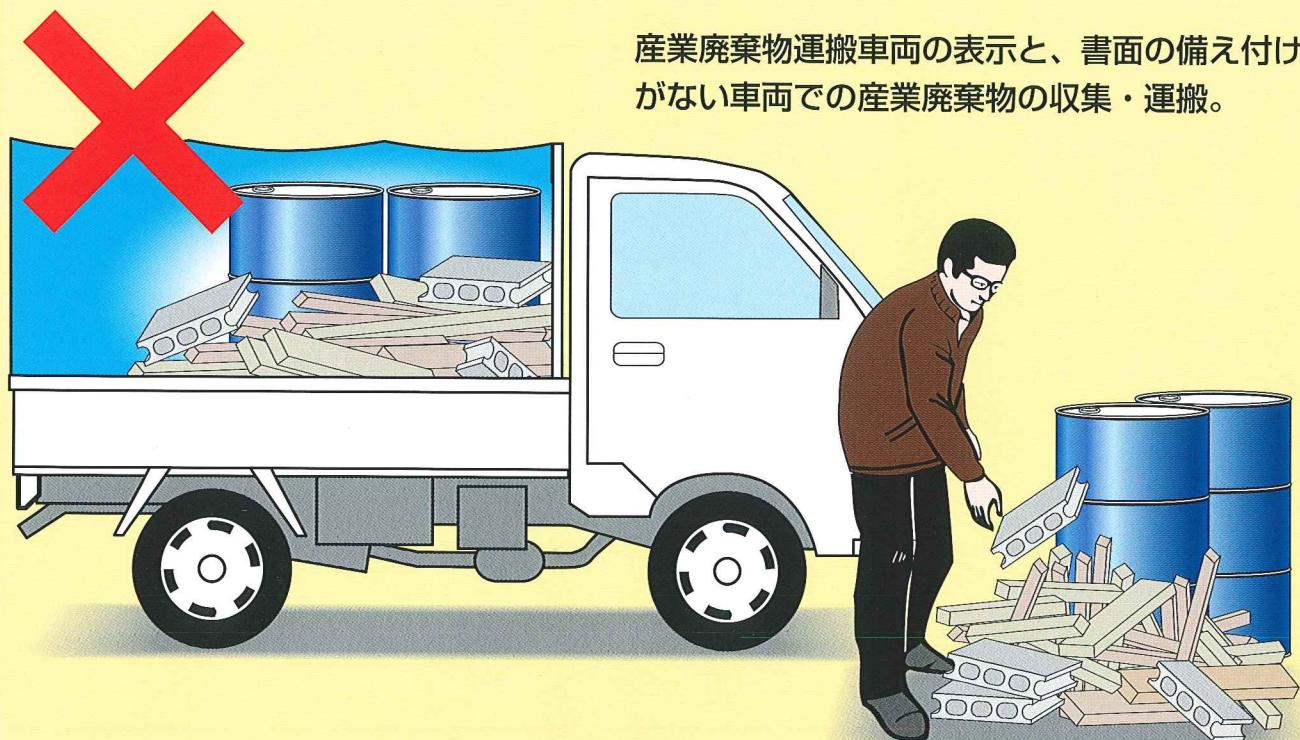
産業廃棄物を運搬する車両の表示及び 書面の備え付け(携帯)が必要です。

(廃掃法施行令第6条第1項第1号イ、第7条の2の2)



産業廃棄物運搬車両の表示と、書面の備え付け
がある車両での産業廃棄物の収集・運搬。

使用済農業資材持ち込み伝票	
積載した日	平成 年 月 日
氏名又は名称	
住 所	市・郡 町・村 丁目 番地
電話番号	
運搬する 産業 廃棄物	種 類 農ビ・農ポリ・農PO その他フィルム () その他資材 ()
	量 トラック 車 kg · m ³
運搬先 の 事業場	名 称
	所在地
	連絡先
備 考	



産業廃棄物運搬車両の表示と、書面の備え付け
がない車両での産業廃棄物の収集・運搬。

①表示義務について

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 排出事業者名

<h1>産廃運搬車</h1> <h2>氏名</h2>

← 日本工業規格の
140ポイント以上

← 日本工業規格の
90ポイント以上

②書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、
次のような書類を常時携帯しなければなりません。

次の事項を記載した書類

- ・ 氏名又は名称及び住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

使用済農業資材持ち込み伝票

積載した日	平成 年 月 日		
氏名又は名称			
住所	市・郡 丁目	町・村 番地	
電話番号			
運搬する産業廃棄物	種類	農ビ・農ポリ・農PO その他フィルム () その他資材 ()	
	量	トラック	車 kg・ m ³
運搬先の事業場	名称		
	所在地		
	連絡先		
備考			

マニフェスト制度

(産業廃棄物管理票)

排出事業者みずからが正確に記入

交付年月日欄

マニフェストを交付した年月日を記入します。

産業廃棄物欄

産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックマークを入れ、名称、数量、荷姿、処分方法などを記入します。

排出事業場欄

実際に産業廃棄物を排出する場所の名称・所在地・電話番号を記入します。

交付担当者欄

交付した担当者が署名・捺印します。

排出事業者欄

排出事業者の名称・住所・電話番号を記入します。

中間処理業者の記入欄

ここは記入不要です。

農業用産業廃棄物管理票(マニフェスト)(A票)

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	交付担当者 氏名
事業者(排出者)	氏名又は名称 住所(〒 -) TEL ()	事業場(排出事業場)	名称 住所(〒 -) TEL ()
農業用産業廃棄物の種類(○で囲む)	01 塩化ビニルフィルム(農ビ)	05 ポリオレフィン系フィルム(農PO、農酢ビ、農ポリ)	数量及び単位 (t・kg・m ² ・ℓ)
	02 フィルム以外の塩化ビニル製品	06 フィルム以外のポリオレフィン系製品	
	03 複合ポリ塩化ビニルフィルム	07 ポリエステルフィルム(PET)	処分方法 備考・通信欄
	04 着色ポリ塩化ビニルフィルム	08 その他(フッ素フィルムは回収できません。農POは登録商標です。)	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)		
最終処分場所	名称/所在地/TEL		
運搬受託者	氏名又は名称 住所(〒 -) TEL ()	運搬先の事業場(処分事業者)	名称 住所(〒 -) TEL ()
処分受託者	氏名又は名称 住所(〒 -) TEL ()	積替え又は保管	名称 住所(〒 -) TEL ()
運搬担当者	氏名	運搬終了年月日	平成 年 月 日
処分担当者	氏名	処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所(直行用)	所在地	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
		有価物拾集量	数量(及び単位)
		照合確認	B2票 平成 年 月 日 D票 平成 年 月 日 E票 平成 年 月 日

企画・制作：(社)日本施設園芸協会

運搬担当者の記入欄

実際に運搬を引き受けた者が署名・捺印します。

照合確認欄

B2票、D票、E票が返送されてきたら、それぞれA票と照合確認し、その日付を記入します。

運搬先の事業場欄

産業廃棄物が搬入される処分業者の処分事業場の名称・所在地・電話番号を記入します。(中間処理を行う場合は中間処理業者の処分事業場の名称・所在地等を記入します)

処分受託者欄

産業廃棄物を処分する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

処分業者の記入欄(斜線部)

最終処分終了年月日、最終処分を行った場所などが記入されます。

最終処分の場所欄

「委託契約書記載のとおり」をチェックするか、産業廃棄物が最終処分される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。

運搬受託者欄

産業廃棄物を運搬する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

★A～E票まであります。

★記入が不要の欄には斜線を引きます。

産業廃棄物とマニフェストの流れ

(中間処理を経由する場合)

排出事業者は、それぞれの処理終了後に、各業者から処理終了のマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたかが確認できます。

排出事業者 (農業者)



廃棄物の流れ

1 排出事業者がマニフェストに必要事項を記入します。産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すとき、A～E票も渡し記載事項をお互いに確認します。運搬担当者から署名・捺印してもらい、A票は控えとして保管します。



マニフェストは廃棄物の種類ごとに行き先(処分事業場)ごとに交付する必要があります。

収集運搬業者



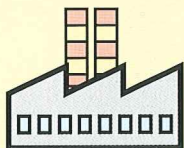
廃棄物の流れ

2 収集運搬業者は、産業廃棄物を中間処理業者に引き渡すとき、B1～E票も渡し、処理担当者から署名・捺印してもらいます。B1票とB2票を受け取り、B1票は控えとして保管します。



3 収集運搬業者は運搬終了後10日以内に署名・捺印されたB2票を排出事業者に戻さなければなりません。

中間処理業者

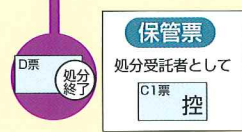


廃棄物の流れ

4 中間処理業者は処理終了後10日以内にD票を排出業者に、C2票を収集運搬業者に返送しなければなりません。



5 ここからは中間処理業者が新たに排出事業者となってマニフェストを交付します。



9 中間処理業者は最終処分終了の記載されたE票を受取った場合、排出事業者が交付したE票に、最終処分終了の記載を転記して10日以内に排出事業者に戻さなければなりません。

収集運搬業者



廃棄物の流れ

6 収集運搬業者は、産業廃棄物を最終処分業者に引き渡すとき、B1～E票も渡し、処分担当者から署名・捺印してもらいます。B1票とB2票を受け取り、B1票は控えとして保管します。



7 収集運搬業者は運搬終了後10日以内に署名・捺印されたB2票を排出事業者に戻さなければなりません。



最終処分業者



8 最終処分業者は処分終了後10日以内に最終処分終了の記載(最終処分の場所の所在地および最終処分年月日を記載)したD票とE票を排出業者に、C2票を収集運搬業者に返送しなければなりません。



マニフェストの保存義務

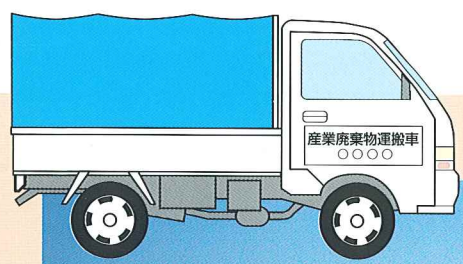
排出事業者はA票、B2票、D票、E票を5年間保存する義務があります。

マニフェストの確認義務

排出事業者は、委託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、委託契約書どおり処理が行われたか確認します。

マニフェスト交付日から90日以内にB2票、D票が180日以内にE票が返送されない場合は、委託した廃棄物の状況を把握し、適切な措置を講じ、都道府県知事等に報告する義務があります。

廃プラスチックの適正処理の流れ



車には標示が必要です。



計量による確認をします。



処分場へ搬入



処分場の保管状況





回収、そして収積



重機による運搬業者のトラックへ積み込み



ゴミ収集車へ積み込み



廃プラはカッティングされ、洗浄してリサイクルへ

徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会
〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号(JA会館5階)
TEL(088)634-2675 FAX(088)632-5490